

さいたま市立  
与野西北小学校  
PTA会則・細則

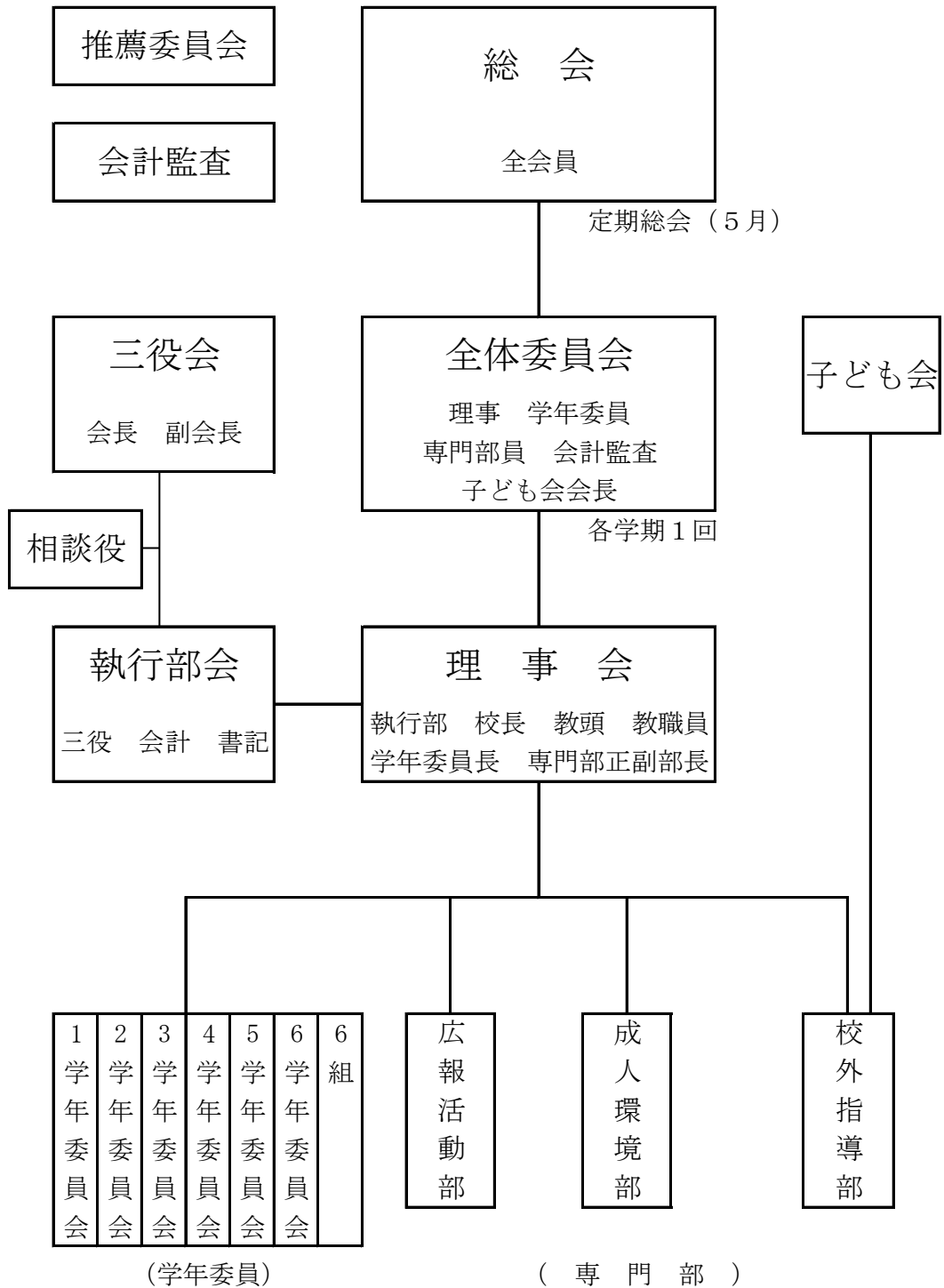


与野西北小学校  
さいたま市中央区円阿弥4-3-7  
048(853)0109

この会則・細則資料は、在校中保管してください。

2023年

# 組 織 図



# さいたま市立与野西北小学校PTA会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会の名称はさいたま市立与野西北小学校PTAという。
- 第2条 本会は事務所をさいたま市立与野西北小学校に置く。
- 第3条 本会は父母と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の福祉を増進し、その幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。
1. よい父母、よい教員となるよう努める。
  2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境の向上に努める。
  3. 公教育の充実に努める。
  4. その他、本会の目的達成に必要な活動をする。
- 第5条 本会は前条の活動をするにあたり次の方針にしたがう。
1. 児童の教育ならび福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
  2. 本会は自主独立のものであって、特定の政党や宗教にかたよるような行為をしてはならない。
  3. 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦、支持することをしない。
  4. 学校の人事や、管理に介入しない。

## 第2章 会 員

- 第6条 本会の会員はさいたま市立与野西北小学校に在籍する児童の父母または、これに代わる者と同校の職員とする。
- 第7条
1. 会員は次の通りの会費を納めるものとする。会費は一家庭月額200円とする。（注 会費は年額2,400円とする。）
  2. 年度途中に転入した会員は、翌月分より会費を納めるものとする。
- 第8条 この会の会員は平等の権利と義務をもつ。

## 第3章 経 理

- 第9条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第10条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。
- 第11条 本会の収支決算は、会計監査委員の監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 会計監査  
本会の経理を監査するために、3名の会計監査委員を置く。委員の選出については第5章に定める。また、任期は1年とする。

#### 第4章 役員

第14条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長若干名（ただし教職員1名を含む。）
3. 執行部員（若干名）
4. 理事（若干名）
5. 委員（若干名）
6. 部員（若干名）

第15条 役員を選出については第5章に定める。

第16条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 正副会長は1年とする。ただし、再選は妨げない。（教職員は在職期間とする。）
- (2) 他の役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- (3) 補欠役員任期は前任者の在任期間とする。

第17条 役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理するとともに会議はすべて会長が招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
3. 執行部員
  - (1) 総会、役員会、および本会の活動について議事並びに重要事項を設置する。
  - (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
  - (3) 会長の指示に従って、本会の庶務を行う。
  - (4) 本会の会計をつかさどり、その証票を保管する。
  - (5) 本会の指示に従って、予算の立案を行う。
  - (6) 会計監査委員の監査を経て、総会に決算報告をする。

#### 第5章 役員および会計監査委員の選出

第18条 会長、副会長および会計監査委員候補者を推薦するために推薦委員会を設置する。

1. 推薦委員会の構成および任務については細則で定める。
2. 推薦委員会が推薦した候補者は総会において承認を受けるものとする。
3. 執行部員（会計・書記）は会長が委嘱する。

## 第6章 機 関

- 第19条 1. 総会 2. 全体委員会 3. 理事会 4. 執行部会  
5. 各種専門部会 6. 学年委員会（6組を含む） 7. 学級会  
8. 子ども会
- 第20条 総会
1. 総会は全会員をもって構成され、本会最高の決議機関である。
  2. 総会の定数は、会員の5分の1以上とし（委任状も含む）、会議の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
  3. 総会は毎年1回年度初めに開く。ただし必要によって臨時に開くことができる。
  4. 総会の任務は次の通りである。
    - (1) 執行部員および監査委員の承認
    - (2) 事業、予算、決算の承認
    - (3) 会則の改廃
    - (4) その他本会の目的を達成するための議案の審議、承認
- 第21条 全体委員会
- 会則第14条で定められた者で構成し、毎学期1回以上開催し重要事項を協議する。
- 第22条 理事会
- 理事会の構成は次の通りとする。
1. 正副会長 執行部 2. 校長 教頭 3. 地域コーディネーター
  4. 理事（各学年代表1名 各専門部長1名、副部長1名 ただし校外指導部副部長3名）
- 第23条 理事会の任務は次の通りとする。
1. 本会の目的達成および運営に必要な活動の企画立案をする。
  2. 各専門部、各学年において立案された事業計画を審議検討する。
  3. 総会に提出する議案を作成する。
  4. 総会により委任された事項を処理する。
- 第24条 執行部会
- P T A活動の円滑な運営のための総括的な調整を行う。

- 第25条 各種専門部会  
 本会の目的をとげるのに必要な活動を行うため、次の部会を設ける。
1. 広報活動部・・・広報に関すること。
  2. 成人環境部・・・校内における環境整備、ベルマーク等による備品充実に協力し、その他環境改善に関すること。研修会、その他成人教育に関すること。
  3. 校外指導部・・・校外における児童の教育環境の整備、校外活動指導、交通安全、各地区活動の連絡調整をはかる。
- 第26条 学年委員会  
 各学年委員会は学級PTAの連絡調整をはかる。
- 第27条 各種専門部会に部長1名、副部長1名、ただし校外指導部副部長3名を置く。正副部長は部員の中から互選し会長が委嘱する。
- 第28条 各学年委員会に代表を置く。代表は委員の中から互選し会長が委嘱する。

## 第7章 付 則

- 第29条 会長は必要に応じて顧問を委嘱することが出来る。委嘱の任期は1年とする。
- 第30条 会長は会則の施行に関して、理事会にはかり細則を定めることが出来る。ただし細則を制定または改廃した場合は全体委員会の承認を得、次期総会に報告しなければならない。
- 第31条 児童の登下校の安全を確保する為、防犯サポーターを保護者から募集する。
- 第32条 本会則の改廃は総会の議決による。ただし改正案は総会開催前にあらかじめ会員に知らせておかなければならない。

本会則は、昭和42年4月1日より施行する。	本会則は、平成12年5月12日より施行する。
本会則は、昭和48年5月21日より施行する。	本会則は、平成13年5月19日より施行する。
本会則は、昭和49年5月12日より施行する。	本会則は、平成14年5月13日より施行する。
本会則は、昭和51年5月1日より施行する。	本会則は、平成16年5月13日より施行する。
本会則は、昭和53年5月13日より施行する。	本会則は、平成17年5月6日より施行する。
本会則は、昭和55年5月16日より施行する。	本会則は、平成18年5月19日より施行する。
本会則は、昭和63年5月16日より施行する。	本会則は、平成20年12月15日より施行する。
本会則は、平成元年5月14日より施行する。	本会則は、平成29年5月19日より施行する。
本会則は、平成4年5月17日より施行する。	本会則は、令和2年2月7日より施行する。
本会則は、平成6年5月27日より施行する。	
本会則は、平成7年5月24日より施行する。	
本会則は、平成10年5月15日より施行する。	

# 会則施行細則

## 第1章 学年委員および専門部員

- 第1条 学年委員は学年全体から選出する。専門部員は会員全体から選出する。
- 第2条 学年委員および専門部員の選出は原則としてWEBまたは書面にて行う。
- 第3条 学年委員は、学級担任に協力し学級の児童の教育、福祉等に関することを協議し会員相互の連絡を図る。
- 第4条 各種専門部員は、各専門部の運営に当たる。

## 第2章 子ども会

- 第5条 各地区ごとに地区に在住する会員をもって子ども会を構成する。
- 第6条 子ども会の任務は次の通りとする。
1. PTA校外指導部の活動に協力する。
  2. その他地区に関することを協議するとともに会員相互の連絡調整を図る。

## 第3章 各種専門部会

- 第7条 会則第25条の各種専門部会の広報活動部、成人環境部、校外指導部の部会を構成する部員は次の通りとする。
1. 本細則第1条により選出された専門部員
  2. 教職員 若干名
- 第8条 教職員は校長、教頭および役員たる教職員を除く全員が各種専門部会の部員となる。その所属は学校側において行う。
- 第9条 各種専門部会の部長は必要に応じて部会を開催し、その議長となる。副部長は部長の事故あるときはその職務を代行する。また部会の議事ならびにその部会の活動についての重要事項を記録する。

## 第4章 推薦委員会

- 第10条 会則第18条の推薦委員会は次の委員により構成する。
1. 各部・各委員会から部長・副部長・各学年委員長 14名
  2. 教頭、教職員若干名
  3. 推薦委員長は全学年委員長とする。
- 校長、現会長は推薦委員から要請があれば相談役となることができる。

## 第5章 役員選出

- 第11条 役員は在籍する子ども1人につき1回以上とする。
- 第12条 各学年委員長・各専門部正副部長（推薦委員兼任）を経験した場合、子どもの人数に関わらず再度役員を受けなくてよい。
- 第13条 執行部2年以上満了した場合、子どもの人数にかかわらず役員を免除する。ただし、理事会で承認を得た場合は任期1年可とする。
- 第14条 役員活動に協力、参加しない会員については各学年委員長・各専門部部長の判断で役員をした事を認めない。
- 第15条 子ども1人に対し役員を2回受けた場合、受けた子どもの学年に限り各学年委員長・各専門部正副部長は免除する。

## 第6章 付 則

- 第16条 本細則は、理事会の議決により全体委員会にはかり次期総会に報告しなければならない。

本細則は、昭和48年5月21日より施行する。

本細則は、昭和49年5月12日より施行する。

本細則は、昭和51年5月1日より施行する。

本細則は、昭和56年5月16日より施行する。

本細則は、平成4年5月17日より施行する。

本細則は、平成4年7月2日より施行する。

本細則は、平成7年3月9日より施行する。

本細則は、平成10年3月7日より施行する。

本細則は、平成14年5月16日より施行する。

本細則は、平成17年5月6日より施行する。

本細則は、平成18年5月19日より施行する。

本細則は、平成21年3月12日より施行する。

本細則は、平成25年3月11日より施行する。

本細則は、平成27年3月9日より施行する。

本細則は、平成29年7月10日より施行する。

本細則は、令和2年2月7日より施行する。

本細則は、令和4年4月1日より施行する。

本細則は、令和5年2月1日より施行する。



# さいたま市立与野西北小学校 P T A 個人情報取扱規則

## 第 1 条 目的

さいたま市立与野西北小学校 P T A（以下、「P T A」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

## 第 2 条 責務

P T A は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第 3 条 管理者

P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

## 第 4 条 取扱者

P T A における個人情報の取扱者は P T A 本部役員とする。

## 第 5 条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第 6 条 収集方法

P T A は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

## 第 7 条 利用

取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

1. 会費集金、管理、P T A 活動名簿作成（保険事務）、メール配信、その他の文書の配付。
2. 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
3. P T A 行事等の出席名簿、推薦委員会役員選出名簿

## 第 8 条 利用目的による制限

P T A は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 7 条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 第 9 条 管理**  
個人情報管理は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。  
不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第 10 条 保管および持出し等**  
紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。
- 第 11 条 第三者提供の制限**  
個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
  2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
  3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
  4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第 12 条** 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。
1. 第三者の氏名
  2. 提供する対象者の氏名
  3. 提供する情報の項目
  4. 提供する対象者の同意を得ている旨
- 第 13 条 第三者提供を受ける際の確認等**  
第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。
1. 第三者の氏名
  2. 第三者が個人情報を取得した経緯
  3. 提供を受ける対象者の氏名
  4. 提供を受ける情報の項目
  5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第 14 条 情報開示等**  
PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第15条 **漏洩時等の対応**

個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

第16条 **苦情の処理**

PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第17条 本規則は、理事会の議決により全体委員会にはかり次期総会に報告しなければならない。

付則

本規則は、平成30年5月18日より施行する。

本規則は、令和5年2月1日より施行する。